

第 1 自動車騒音・道路交通振動

1 自動車騒音

(1) 道路に面する地域に係る環境基準（自動車騒音に係る環境基準）

環境基本法第16条第1項に基づくもので、騒音に係る環境上の条件について人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		地域の区分	環境基準 (L_{Aeq})		幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下
			夜間	55dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	夜間 65dB以下
			夜間	60dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	(全地域共通) ※備考参照
			夜間	60dB以下	

※備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定された範囲をいう。

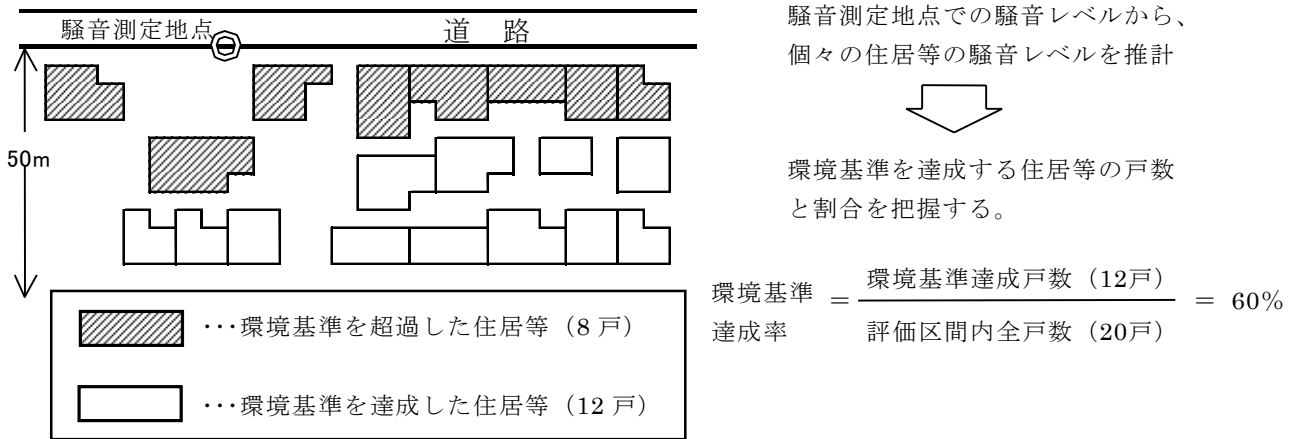
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

3 「昼間」は6時から22時までの間、「夜間」は22時から翌朝6時までの間。

(2) 環境基準の評価方法

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する。

<環境基準の評価方法例>



- ・等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもののこと。

(3) 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第17条第1項に基づくもので、自動車騒音により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるとき、市町村長が県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度（数値）。

区域区分		要請限度（ L_{Aeq} ）			
		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域	
		1車線	2車線以上		
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間	55dB	65dB	
b	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	55dB	70dB	
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間	75dB		(全区域共通)
		夜間	70dB		

(注) 「幹線交通を担う道路」については(1)の注1と、「幹線交通を担う道路に近接する区域」については(1)の注2の「幹線交通を担う道路に近接する空間」と、昼間・夜間の区分(時間帯)については(1)の注3と同じである。

2 道路交通振動

(1) 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条第1項に基づくもので、道路交通振動により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準。

区域区分		要請限度 (L ₁₀)	
第1種	第1種低層住居専用地域	昼間	65dB
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域	夜間	60dB
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	田園住居地域		
第2種	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	70dB
	近隣商業地域	夜間	65dB
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

(注) 1 L₁₀とは、振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

2 「昼間」は7時から20時までの間、「夜間」は20時から翌朝7時までの間。

第2 新幹線鉄道騒音・振動

1 新幹線鉄道騒音

(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域類型		環境基準
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70dB以下
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75dB以下

(2) 騒音の調査方法

上り及び下りの列車を合わせて原則連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の騒音のピークレベルのうち上位半数の騒音値のパワー平均値を算出。

2 新幹線鉄道振動

(1) 新幹線鉄道振動に係る指針

1976年3月に環境庁長官から運輸大臣へ出された勧告「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の中で示された次の事項。

ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

(2) 振動の調査方法

上り及び下りの列車を合わせて原則連続して通過する20本の列車を測定し、各列車の振動のピークレベルのうち上位半数の振動値の算術平均値を算出。

第3 航空機騒音

1 県営名古屋空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I	II
環境基準 (L_{den})	57dB 以下	62dB 以下
該当地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
	愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）の位置を示す標点（北緯 35 度 15 分 06 秒、東経 136 度 55 分 39 秒）から滑走路延長方向に延ばした直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方 5 キロメートル、西方 4 キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線、標点から名古屋中心線上に南方へ 18 キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。	

2 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I
環境基準 (L_{den})	57dB 以下
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。

* L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）とは、夕方の騒音、早朝・夜間の騒音に重み付けを行い評価した 1 日の等価騒音レベル（P7 参照）のこと。